

第1部 特集「京都府環境施策の新たな潮流」

第1章 京都府の地球温暖化対策の新しい動き

京都府では、**京都議定書*** 誕生の地の自治体としての責務を果たすため、京都議定書の意義と精神を次の世代に引き継ぐ「KYOTO地球環境の殿堂」の創設や、**電気自動車（EV）***や**プラグインハイブリッド自動車（PHV）***等の次世代自動車の普及促進策など、全国に先駆けた取り組みを積極的に推進し、世界に向けて発信します。

1 「KYOTO地球環境の殿堂」の設立等

① KYOTO地球環境の殿堂

京都府、京都市をはじめとする7団体により、世界で地球環境の保全に多大な貢献をされた方々を顕彰し、その功績を広く世界に情報発信する「KYOTO地球環境の殿堂」が創設されました。

第1回目となる今年度は、3名の方々を「KYOTO地球環境の殿堂」入りと認定し、その功績を讃える展示施設を京都議定書誕生の場所である国立京都国際会館内に整備しました。

また、22年2月14日（日）には、国立京都国際会館メインホールにおいて、全国各地から約1,000名の参加者を迎え、「KYOTO地球環境の殿堂」表彰式を開催しました。




図1-1 22年2月14日 「KYOTO地球環境の殿堂」表彰式（国立京都国際会館）



図1-2 22年2月14日 「KYOTO地球環境の殿堂」展示コーナー（国立京都国際会館）



(1) 「KYOTO地球環境の殿堂」入り者（第1回）

	<p>グロ・ハルレム・ブルントラント (ノルウェー王国)</p> <p>元「環境と開発に関する世界委員会」 委員長／元ノルウェー首相</p>	<p>国連に設置された「環境と開発に関する世界委員会」の委員長を務め、1987年に発行された最終報告書“<i>Our Common Future</i>”において、「持続可能な開発」の概念を提唱し、今日における地球環境保全の国際的な政策形成に貢献。</p>
	<p>真 鍋 淑 郎 (アメリカ合衆国)</p> <p>プリンストン大学大気海洋研究プログラム上級研究員、日本学士院客員</p>	<p>大気と海洋大循環を一体化した地球気候の総合モデルを開発し、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）により導入されている気候変動シミュレーションのプロトタイプとして活用されるなど、地球温暖化予測の先駆者として貢献。</p>
	<p>ワンガリ マータイ (ケニア共和国)</p> <p>元ケニア共和国 環境・天然資源・野生動物省副大臣</p>	<p>日本語の「もったいない」という言葉の意味に感銘を受け、世界各地で環境のキーワードとして「MOTTAINAI」の言葉を普及させるなど、環境と共生する思想の普及や環境保全活動の実践に貢献。 2004年ノーベル平和賞受賞。</p>

(2) 「KYOTO地球環境の殿堂」運営協議会の概要

○設立年月日 平成21年6月12日

○構成団体・組織

<会 長> 立本 成文（人間文化研究機構 総合地球環境学研究所 所長）

<副会長> 山田 啓二（京都府知事）

門川 大作（京都市長）

立石 義雄（京都商工会議所会頭）

<委 員> 寺田 達志（環境省地球環境局長）

尾池 和夫（国際高等研究所所長）

天江 喜七郎（国立京都国際会館館長）

②京都環境文化学術フォーラム

京都議定書誕生の地として、地球温暖化をはじめとする環境問題を解決していくため、学術・研究機関等と連携して、環境、経済、文化等の分野にわたる国際的な学術会議を開催し、生活の質を高めながら自然との共生や持続可能な社会を形成する新たな価値観や経済・社会のしくみを京都から国内外に向けて提案することを目的とした「京都環境文化学術フォーラム」を設立しました。

今年度は、22年2月13日（土）、14日（日）の両日、国立京都国際会館において「KYOTO地球環境の殿堂」表彰式と同時開催し、14日の国際シンポジウムには、秋篠宮同妃両殿下の御臨席を賜り、約1,000名の参加者を迎えました。

(1) 主催等

○主催：京都環境文化学術フォーラム 会長 松本 紘（京都大学総長）

<構成団体> 京都府・京都大学・人間文化研究機構 総合地球環境学研究所・京都府立大学

○共催：日本経済新聞社・NHK京都放送局・（社）京都モデルフォレスト協会

○後援：外務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・京都市・京都商工会議所・（財）大学コンソーシアム京都

(2) フォーラムの内容

行事名	日程・会場	主な内容
環境文化学術セッション	2月13日(土) 午前10時～ 午後5時15分 国立京都国際会館 Room B-2	<p><セッションⅠ> テーマ:「持続可能社会における経済のあり方」</p> <p>○基調講演:張 坤民(中国環境保護部科学技術委員会委員 元清華大学教授)</p> <p>○討論:北野 尚宏(国際協力機構東・中央アジア部長)、パーサ・ダスグプタ(ケンブリッジ大学教授)</p> <p>○コーディネーター:植田 和弘(京都大学大学院教授)</p> <p><セッションⅡ> テーマ:「地域コミュニティが支える環境」</p> <p>○基調講演:コリン・ニコラス(オラン・アスリ研究センター)</p> <p>○討論:汪 永晨(中国環境NGO「緑家園ボランティア」主宰)、島田周平(京都大学大学院教授)</p> <p>○コーディネーター 阿部 健一(総合地球環境学研究所教授)</p> <p><セッションⅢ> テーマ:「都市と農山村の協力システムの構築～モデルフォレスト運動から京文化を生かした住まい方まで」</p> <p>○基調講演:小澤 普照(元林野庁長官)</p> <p>○討論:田中 和博(京都府立大学教授)、松原 斎樹(京都府立大学教授)</p> <p>○コーディネーター:青山 公三(京都府立大学教授)</p> <p><全体まとめセッション></p> <p>秋道 智彌(総合地球環境学研究所副所長)</p>
国際シンポジウム	2月14日(日) 午後1時～ 4時30分 国立京都国際会館 メインホール	<p>○テーマ: 地球環境は私たちみんなのもの-グローバルコモンズを目指して</p> <p>○お言葉:秋篠宮殿下</p> <p>○基調講演:パーサ・ダスグプタ(ケンブリッジ大学教授) 汪 永晨(中国環境NGO「緑家園ボランティア」主宰)</p> <p>○パネルディスカッション パネリスト 秋道 智彌(総合地球環境学研究所副所長) 末吉 竹二郎(国連環境計画・金融イニシアチブ特別顧問) パーサ・ダスグプタ、汪 永晨 コーディネーター 植田 和弘(京都大学大学院教授)</p>

図1-3 22年2月14日 京都環境文化学術フォーラム「国際シンポジウム」



2 電気自動車等の普及促進

自動車は、移動・運搬の手段として生活に不可欠なものですが、一方で、温室効果ガスであるCO₂の排出等環境に様々な負荷を与えています。

そういった中で、**電気自動車（EV）***や**プラグインハイブリッド自動車（PHV）***については、電気エネルギーによる走行時には、温室効果ガスであるCO₂を全く排出せず、充電のための電力の製造時のCO₂の発生を考慮しても、通常のカソリン自動車と比べて約1/4であり、運輸部門における地球温暖化対策としても大変有効な施策となります。

また、電気自動車等は、電気走行時の騒音が少なく、NO_x等の排気ガスもゼロであることから大気汚染の防止にも役立ち、また、使用している電気は、水力発電や太陽光発電など様々な方法で作成でき、石油資源に頼っている自動車のエネルギー源の多様化などにつながる利点があります。

京都府では、20年10月に「京都府次世代自動車普及推進協議会」を設置し、電気自動車等の普及促進策を検討するとともに、電気自動車等を公用車として利用しながら走行データを取得する実証実験を開始しました。

そして、早期の本格的普及を目指し、全国初となる電気自動車等の普及促進を目的とした「京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例」を制定（21年3月）し、普及促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。また、21年3月には、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の本格普及を図る「EV・PHVタウン」の全国8箇所の中の1箇所として選定されました。

さらに、22年3月には、「京都府電気自動車等普及促進計画」を策定し、普及促進施策に取り組むこととしています。

①電気自動車等の普及の促進に関する条例の概要

図1-4 電気自動車の公用車導入

(1) 電気自動車等普及促進計画の策定

電気自動車等の目標普及台数・温室効果ガスであるCO₂の削減効果、充電インフラの整備、普及啓発に係る活動計画など電気自動車等の普及のための施策を総合的に推進する計画を策定します。

(2) 府庁舎等における充電インフラ設備の整備及び公用車への導入

本庁舎、広域振興局などに電気自動車等の充電設備の整備を行うとともに、電気自動車等を公用車として導入します。



(3) 京都産業の蓄積を生かした産学公連携による関連技術開発の促進

京都環境ナノクラスターにおける技術開発研究や京都産業エコ推進機構による京都環境ナノクラスターの研究成果等の産業化などに取り組みます。

(4) 自動車税及び自動車取得税の軽減

○自動車税・・・現在、電気自動車等では、新車新規登録された翌年度について税額を概ね1/2軽減する優遇措置がありますが、本条例では、更に1年延長し、新車新規登録された翌年度及び翌々年度について概ね1/2を軽減します。

○自動車取得税・・・自動車を取得した際に、その取得価格に3%あるいは5%の税率で自動車取得税が課税されますが、本条例では、21年度から5年間、新車新規登録した電気自動車等の自動車取得税について課税を免除します。

(5) その他特記事項

電気自動車等の早期の普及を目指し、21年度から25年度まで5年間の時限条例としています。

②電気自動車等普及促進計画の概要

運輸部門からの温室効果ガス排出量の大幅な削減を目指し、初期普及段階である2013年度までのEV・PHV普及方策を取りまとめています。

(1) 目指すべき姿

- 低炭素社会のまちづくり・地域づくり
- EV・PHV関連ものづくり拠点の形成
- EV・PHV導入促進モデルの世界への情報発信・グローバル拠点の形成

(2) 目標

- 全国最高水準のEV・PHV普及率

2020年度時点の京都府内における新車販売台数の1/2がEV・PHVとなることを目指す。

<普及目標台数>

◆2020年度まで 20万台 ◆2013年度まで 5,000台

上記目標の達成により、京都府内のEV・PHVの普及率及びEV・PHVによるCO₂排出量の削減率が全国最高水準となることを目指す。

- 地域特性に応じた4つのモデル地域を設定し、普及策を展開

府内の多様な地域性を考慮し、下記の4つのモデル地域を設定し、地域の特性に応じたEV・PHVの普及方策の展開を目指す。

<モデル地域>

◆大都市観光地モデル ◆過疎地モデル ◆新都市モデル ◆北部観光地モデル

- 広域充電インフラネットワークの構築

近隣の地方公共団体と連携して、京都府内のみならず、関西圏における広域充電インフラネットワークの構築を目指す。

地方公共団体及び自動車・観光・商業関連事業者等の協力により、2013年度までに京都府内に充電インフラの整備を目指す。

<普及目標台数>

◆急速充電器 50基 ◆100V・200Vコンセント 7,000基

- EV・PHV関連の新産業の創出を支援

京都が有する産業、大学及び研究機関等が得意とする技術を活かし、EV・PHVに関連する蓄電池、モーター、充電器、情報通信機器等の新製品やサービスの開発、普及を支援する。

- EV・PHVに関連する産学官民連携の推進

「京都府次世代自動車普及推進協議会」において、引き続き、オール京都体制で本計画の推進方策を検討する。

府民や事業者によるEV・PHVの導入を促進するための支援体制として「京都府次世代自動車パートナーシップ倶楽部」を設置し、地域の特性に併せ、各種促進策を企画し、その実施を支援する。